

意見書第5号

米陸軍トライ通信施設における吊り下げ降下訓練に対する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和4年8月16日提出

読谷村議会議長 伊波篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会

委員長 伊佐眞武

賛成者 副委員長 上地利枝子

委員 與那霸徳雄

委員 大城行治

委員 城間勇

委員 松田昌邦

委員 神谷嘉栄

委員 上地栄

委員 城間真弓

米陸軍トライ通信施設における吊り下げ降下訓練に対する意見書

去る7月26日、トライ通信施設において、UH1Nヘリコプターから、5人1組で、次々に降下する訓練が夕方6時半頃から日没後まで実施された。

訓練は毎回、地元への事前通告もなく、住民への注意喚起を周知する暇も無い状況で行われている。

この間、トライ通信施設の着陸帯は戦術着陸帯ではない事から、村当局と村議会は、吊り下げ訓練が実施される度に抗議の意志を示してきたが、一向に訓練が中止される事はない。

トライ通信施設周辺は住宅密集地であり、隣接する海域も漁業、観光の場であり、地域住民の憩いの場である。

本村においては、吊り下げ訓練による落下事故が複数回発生しており、村民の不安が消えることはない。

米軍の一方的な戦術訓練は、村民の生命と人権を軽視していると言っても過言ではない。

今、世界の情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や台湾有事の懸念もあり、地域住民の生活圏に隣接するトライ通信施設での戦術訓練は、戦争への不安を助長するものであり、決して容認出来るものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 トライ通信施設でのあらゆる吊り下げ訓練は中止すること
- 2 日米地位協定の抜本的改定を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年8月16日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長